

令和３年（行コ）第１３６号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

控訴審準備書面（２０）

２０２５（令和７）年８月６日

東京高等裁判所

第２２民事部へに係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士

弁護士 河 合 弘 之
外

本書面では、一審原告大名美恵子氏の陳述書（[甲G441](#)）に基づき、主に東海村の避難計画の問題点について主張する。

１ 大名氏の生誕と東海村

一審原告大名美恵子氏（以下、「大名氏」という。）は、東海村村議であり、現在、７期目の任期を務めている。

大名氏は、１９５４年８月１０日、茨城県那珂郡旧村松村で生まれた。

翌、１９５５年３月３１日、旧村松村と旧石神村は合併し、東海村となった。東海村は、太平洋に面した緑豊かな農村地帯であった。

翌、１９５６年、旧日本原子力研究所の東海村設置が決定した。翌１９５７年には研究用原子炉ＪＲＲＩの臨界、１９６３年１０月には、動力試験炉ＪＰＤＲで国内初の原子力発電が行われ、東海村には次々と原子力施設が増

やされた。

大名氏は、子供ながらに原子力発電に対し、見えない不安にかられていた。東海村のどの家でも、子供達に被害が及ばないよう心を使っていた。

2 東海村の再処理施設について

動力炉・核燃料開発事業団（以下「旧動燃」という。）・東海事業所が再処理施設のホット試験を開始しようとした時期に住民によるデモ行進などの反対運動があり、大名氏も参加した。

再処置施設は、臨界事故や火災・爆発・放射性物質の漏えい・冷却機能喪失による蒸発乾固などの危険性を伴うものでデモ参加者は反対意見を述べた。

しかし、1981年1月事業者は本格運転を開始し、1997年3月11日20時04分頃には、東海再処理施設のアスファルト固化施設における火災爆発事故を起こした。建物、装置の被害等が報じられ、多くの村民が驚きと不安に包まれた。大名氏も恐怖と不安から旧動燃に抗議のFAXを送信した。

3 JCO臨界事故について

1999年9月30日のJCO臨界事故においては、放射性物質が事業所敷地外に放出されたとの情報に住民が被ばくの恐怖を味わった。

当時、大名氏は日立市石名坂町の職場で働いていたが、テレビ画面に出ていた「臨界事故」の文字に身震いする思いであった。

事故発生時、JCOのすぐ近くで自営業を営んでいた夫妻は、夫は皮膚病の悪化、妻はPTSDの発症の責任を健康被害裁判で争ったが司法は健康被害を認めなかった。

事故の風評被害も大きく、東海村の農産物の出荷に大きな影響が出た。

臨界事故の原因は、違法作業であったが、667名が被曝し、作業員3名が重度の被曝、うち2名が死亡した。

4 臨界事故以後について

国も県も村も JCO が臨界事故を起こすことを全く想定しておらず、その妥当性が大きく問われた。住民を守る対応は後手後手であった。

国の指示がない中で当時の東海村村長は、住民被ばくの可能性が高いと自ら判断し、避難要請を出し、事故現場から 350 m 圏の住民を避難させた。

大名氏は、今も亡くなった 1 名の墓参を行っており、複数の団体が毎年 9 月 30 日に集会を開催し、原子力事故を繰り返させないことを誓っている。

事故により東海村村内の原子力過酷事故の想定を認められない風潮が変化した。原子力災害対策特別措置法が 1999 年 12 月 17 日に施行となったが、住民は改めて原子力事業について関心を高め、真に必要な事業か、村や事業所にきちんとものを言うことの大切さを自覚させられた。

5 2011 年 3 月 11 日発生 of 東日本大震災と東海第二原発の状況

大名氏は、2001 年 2 月から東海村村議としての活動を開始した。

2011 年 3 月 11 日発生に東日本大震災が発生し、大地震により東海第二原発も外部電源喪失となった。炉内の水温や圧力を下げるため 3 日半を要して、かろうじて冷温停止に至った。

当時の村長は、2011 年 10 月に原発担当大臣と面会し、東海第二原発の廃炉を求めた。

大名氏は、日本は原子力発電を利用してはならないと確信した。

6 2011 年 3 月 11 日大地震発生時の大名氏の避難状況

東北地方太平洋沖地震の発生時、大名氏の自宅となりに寝たきりの実父とその介護者の身体障害 2 級の母が住んでいた。大名氏は役場から 1 時間かけて帰宅し、近隣住民の協力を得て、避難所へ避難した。大名氏と母のみでは寝たきりの父を避難所に連れて行くことはできなかった。

避難所でも不安の連続だったが、東海第二原発に何かあったらどうやって

ここから避難すればよいのか不安が生じた。

その後、福島原発事故のニュースが入ってきた。レベル7の世界最大級事故であり、大地震や大津波の原子力発電所に及ぼす影響の甚大さをまざまざと見せつけられた。

7 原子力規制委員会・新規制基準

東電福島第一原発の過酷事故を経て、国は原子力の推進と規制を分け、原子力規制委員会を発足し、新規制基準を定めた。

しかし、この対応は、原子力規制委員会が合格を出したとしても、「絶対安全」を保障するものではないと規制委員長自らが述べている。

日本においては、原子力発電は中止すべきとの声が高まったのは当然であり、大名氏は脱原発の運動を続けている。全村民が5 km圏内に暮らし、30 km圏内に92万人が住む首都圏唯一の東海第二原発の再稼働はあり得ないと大名氏は考える。

8 原子力災害時の避難計画策定

国は、原発を動かすため、原子力発電所から概ね30 km圏内市町村に、国の防災基本計画等に基づく原子力災害時の避難計画策定を求めている。

東海村は、2013年から避難計画策定作業を開始し、2016年に計画案をまとめ、避難訓練など実施しながら見直しをすすめ、2023年12月27日村防災会議で計画を了承し、公表した。

当初案では、バス避難に際しての地区ごとの必要なバスの台数も書かれていたが、現計画では、バスの確保については、「県の仕事であること」が前提とされ、「避難行動要支援者」等について、手配されたバスで避難するとしられている。バスの確保については「県の仕事」であることが前提とされ、県は茨城県バス協会との原子力災害協定は結ばれておらず、運転士の確保はバス関係者の理解を求めるとする。大名氏は、このようなもので「計画策定」としてよいという国の考え方、東海村が国に従ったことを認めること

はできないと考える。

9 大名氏の避難経路について

避難計画による大名氏の避難経路は、常陸那珂港インターチェンジから高速を利用し、谷和原インターチェンジで降りるルートであった。

避難の際、インターチェンジ入口は長蛇の列となることが想定できる。道路が破損していれば、インターチェンジに行き着けるかも疑問である。国道や高速道路が破損して、通行止めになった場合、放射性物質の放出前の避難という前提が崩れかねない。

10 「複合災害」への対応について

計画では、①避難先が避難した場合、国県と協議し、一次的な避難先の確保、早期に第二の避難先を確保する、②避難経路に関して「自然災害との複合災害時においては、避難道路のうち、使用可能な道路を使用する。なお、県および村は通行不能となった道路等の情報について、迅速に村民に提供する」とのみ書かれており、新たな避難経路の選択は村民が自ら決めなければならない。こうした計画では、住民はパニックに陥り、渋滞に巻き込まれるだけではないかと大名氏は危惧し、村執行部に伝えている。

11 大名氏の避難経路

大名氏が在住する地域の避難先は取手市だが、まず、避難経由所兼基幹避難所とされた取手競輪場に行き、そこでどこの避難施設へ避難するのか案内される。競輪場では、振り分けの困難が予想され、その後の施設への移動もスムーズに行われるか心配である。

村民の避難完了前に放射性物質が放出された場合、検査・除染場での混雑もありうる。避難を拒否する村民も大勢になると思われ、被曝が懸念される。

1 2 個別避難計画について

現在、大名氏の95歳の母は、同一敷地の隣家に在宅介護サービスを受けながら住んでいる。村は、自然災害発生時における避難行動要支援者の個別避難計画を策定している。

しかし、近所に避難の支援ができる人が住んでいる場合自ら申請をしなければ計画策定の対象とならない。

村住民避難計画も個別避難計画も避難者の意思を十分把握の上、作成されているとは思えない。

1 3 安定ヨウ素剤の戸別配布

東海村は、甲状腺への放射性被曝を阻止・低減させることを目的に安定ヨウ素剤の戸別配付を行っている。配付率は本年6月末時点で全戸比38.

4%である。配付率の低さには受け取ると東海第二原発の再稼働を認めることになるのではないかと住民の思惑がある。大名氏は東海第二原発の再稼働は認めないが、ヨウ素剤は受け取っている。

1 4 取水口防潮堤基礎工事における施工不良内部告発

2023年9月、大名氏のもとに東海第二原発の安全性向上対策工事の関係者から取水口防潮堤基礎工事における施工不良について内部告発があった。

大名氏らが、告発内容について記者会見を行うことを知って、一審被告は、記者会見の直前に施工不良となっている工事について公表した。

施工不良は重大であり、新規制基準に基づく対策工事完成の見通しは不透明である。

また、2022年度から今年5月末までに12件もの火災が頻発し、今年2月には、原発の心臓部である中央制御室内で火災が発生し、村長が「原発の組織風土」にまで言及した嚴重注意とともに、更なる安全管理の徹底を求めている。

また、大名氏の２０２４年１２月議会での質問に対し、東海第二発電所内では労災事故がほぼ２ヶ月に１回起きているとの報告があった。

県議会議員からの質問に対する原子力規制委員会の回答により、一審被告が原子力規制委員会に施工不良を報告していなかった事実が判明した。

大名氏は一審被告の企業体質に重大な疑念を抱いており、東海第二原発の再稼働は絶対に認められないことを訴えるものである。

以 上

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件
一審原告 大石 光伸 外
一審被告 日本原子力発電株式会社

証拠説明書 (甲G441)

2025（令和7）年8月6日

東京高等裁判所
第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之
外

号 証	標 目	作成者	作 成 年月日	立 証 趣 旨
甲G441	陳述書 (原本)	一審原告 大名美恵 子	2025年8月 1日	一審原告大名美恵子氏の陳述書の内容。 ① 大名氏の生誕と東海村 ② 東海村の再処理施設について ③ JCO臨界事故について ④ 臨界事故以後について ⑤ 2011年3月11日発生の東日本大震災と東海第2原発の状況 ⑥ 2011年3月11日大地震発生時の大名氏の避難状況 ⑦ 原子力規制委員会・新規制基準 ⑧ 原子力災害時の避難計画策定 ⑨ 大名氏の避難経路について ⑩ 「複合災害」への対応について ⑪ 大名氏の避難経路 ⑫ 個別避難計画について ⑬ 安定ヨウ素剤の戸別配布 ⑭ 取水口防潮堤基礎工事における施工不良内部告発